［削る］

（行政相談課の所掌事務）

第二百六十三条　行政相談課は、第二百三十条各号に掲げる事務（主任行政相談官の所掌に属するものを除く。）及び第二百三十一条第一項第一号に掲げる事務のほか、同項第三号に掲げる事務のうち総務大臣の定める事務をつかさどる。

2　前項に掲げるもののほか、行政相談課は、行政評価事務所の所掌事務で他の所掌に属しない事務をつかさどる。

（評価監視官の職務）

第二百六十四条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［削る］

一～三　［略］

2　前項に掲げるもののほか、評価監視官は、命を受けて、第二百三十一条第一項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（行政相談課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［削る］

（主任行政相談官の職務）

第二百六十五条　主任行政相談官は、第二百三十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

（沖縄行政評価事務所に置く課等）

第二百六十七条　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。

総務課

行政相談課

（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　略］

十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

十六～十八　［略］

（行政相談課の所掌事務）

第二百六十九条　行政相談課は、次に掲げる事務（主任行政相談官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

（評価監視官の職務）

第二百七十条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［削る］

一～五　［略］

（総務室の所掌事務）

第二百六十一条の二　総務室は、前条第一項各号に掲げる事務のほか、第二百四十七条第二号に掲げる事務のうち総務大臣の定める事務をつかさどる。

（行政相談課の所掌事務）

第二百六十二条　行政相談課は、第二百二十七条各号に掲げる事務をつかさどる。

［新設］

（評価監視官の職務）

第二百六十三条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二～四　［同上］

2　前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政評価事務所に置かれる評価監視官は、命を受けて、第二百四十七条第一号に掲げる事務及び同条第二号に掲げる事務（総務課（別表第二に掲げる行政評価事務所にあっては総務室。）の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（管理官の職務）

第二百六十四条　管理官は、第二百四十七条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（沖縄行政評価事務所に置く課等）

第二百六十五条　削除

（沖縄行政評価事務所に置く課等）

第二百六十七条　沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課及び評価監視官二人を置く。

総務課

行政相談課

（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　同上］

［新設］

十五～十七　［同上］

（行政相談課の所掌事務）

第二百六十九条　行政相談課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

（評価監視官の職務）

第二百七十条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二～六　［同上］